

平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項

大阪市教育委員会

1 趣旨

この要項は、平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおいて、大学からの推薦を受けた者を対象として第1次選考を免除する者を決定する特別選考(以下、「特別選考」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる校種・教科

中学校(数学、理科、技術、英語)

3 推薦を依頼する大学

(1) 中学校(数学)推薦

中学校(数学)教諭一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学(大学院)

(2) 中学校(理科)推薦

中学校(理科)教諭一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学(大学院)

(3) 中学校(技術)推薦

中学校(技術)教諭一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学(大学院)

(4) 中学校(英語)推薦

中学校(英語)教諭一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学(大学院)

4 推薦要件

【中学校(数学、理科、技術)】

以下の(1)から(6)までのすべての要件を満たす者

- (1)平成30年3月において、上記免許状取得のための対象となる大学等を卒業見込み若しくは修了見込みの者
- (2)中学校(数学)教諭一種(専修)免許状若しくは中学校(理科)教諭一種(専修)免許状又は中学校(技術)教諭一種(専修)免許状を現に有する者又は平成30年3月31日までに確実に取得できる見込みの者
- (3)昭和47年4月2日以降に生まれた者
- (4)大阪市公立学校教員(中学校(数学、理科、技術))となることを第1志望とし、「大阪市が求める教員像」にふさわしい資質と能力を備えた者
- (5)公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者
- (6)地方公務員法第16条各号(欠格条項)、学校教育法第9条各号(欠格事由)及び教育職員免許法第5条(授与)第1項ただし書きの各号に該当しない者

【中学校(英語)】

以下の(1)から(7)までのすべての要件を満たす者

- (1)平成30年3月において、上記免許状取得のための対象となる大学等を卒業見込み若しくは修了見込みの者
- (2)中学校(英語)教諭一種(専修)免許状を現に有する者又は平成30年3月31日までに確実に取得できる見込みの者

(3)昭和 47 年4月2日以降に生まれた者

(4)大阪市公立学校教員(中学校(英語))となることを第1志望とし、「大阪市が求める英語教師像」^{※1}にふさわしい資質と能力を備えた者

(5)公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者^{※2}

(6)概ね1年以上にわたり、海外の大学で「英語」を言語とした授業を履修し、英検準1級以上相当の英語力を有すると認められる者^{※3}

(7)地方公務員法第 16 条各号(欠格条項)、学校教育法第9条各号(欠格事由)及び教育職員免許法第5条(授与)第1項ただし書きの各号に該当しない者

(※1) **大阪市が求める英語教師像**

海外において生きた英語を学ぶことにより「高い英語力」と「英語による指導力」を持っており、かつ、「情熱」「教師としての基礎力」「人間味」を備えている人

(※2) 取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上でかつ「優」以上が5割以上であること。ただし、「優」「良」「可」の評価は、大学等において100点満点に換算し、下表のとおりとする。なお、大学院及び教職大学院の区分から推薦する者については、大学院及び教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

評価	点数
優	80 点以上
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満

(※3) ・「概ね1年以上」とは、実際の履修期間が概ね10か月(2学期間)以上あること。

・「海外の大学で「英語」を言語とした授業を履修」とは、交換留学・派遣留学・認定留学により海外の大学において「英語」を言語とし、かつ「英語」を母国語とする学生と同じ授業により履修するもので、在籍校で留学単位認定が証明できること。ただし、休学留学、いわゆる語学留学及び海外の語学学校や大学附属の語学研修機関等におけるESL等の履修は除く。

・「英検準1級以上相当の英語力」とは、必ずしも英検準1級以上相当の資格を求めるものではなく、大学において英検準1級以上相当の英語力を有すると認められること。

地方公務員法第十六条 <欠格条項>

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第九条 <校長又は教員の欠格事由>

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法第五条 <授与>

普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 推薦手続等

(1) 提出書類

次の書類を各大学で取りまとめの上、大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当課長あて親展で送付すること。

	数学・理科・技術	英語	備考
ア 推薦書(様式1)	○		
イ 推薦書(様式2)		○	
ウ 成績証明書	○	○	※各大学の様式による
エ 小論文(様式3)	○	○	※本人が自筆する
オ 受験者登録票(様式4)	○	○	※本人が自筆する
カ 受験票送付用切手票(様式5)	○	○	※120円切手を過不足なく貼付すること
キ 成績内訳書(様式6)		○	
ク 留学プログラム履修修了証明書(様式7)		○	

なお、中学校(英語)の被推薦者において、英語の資格^{※4}を有する場合は、資格に関する証明書等の写しも提出すること。英語の資格を有する場合は、英語の資格による加点申請ができる。申請する場合は、「オ 受験者登録票(様式4)」で申請すること。詳細は、平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内5ページの「英語の資格を有する受験者に対する加点」を参照すること。

(※4) 英語の資格とは、英検準1級以上合格、TOEFL (iBT) 87点以上取得、IELTS5.5以上取得、TOEIC785点以上のものとする。なお、TOEFLはTOEFL (iBT)に限ることとし、TOEICは公開テストにより行われたものに限り有効とします。

資格の内容は次のとおりです。	
<ul style="list-style-type: none"> ・英検：実用英語技能検定（日本英語検定協会） ・TOEFL：Test of English as a Foreign Language（国際教育交換協議会） ・IELTS：International English Language Testing System（日本英語検定協会） ・TOEIC：Test of English for International Communication（国際ビジネスコミュニケーション協会） 	
(提出する証明書等)	
英検	合格証明書の写し
TOEFL (iBT)	公式スコアレポート(Test Taker Score Report)の写し
IELTS	公式の成績証明書(Test Report Form)の写し
TOEIC	公式認定証(Official Score Certificate)の写し

(2) 申込期間

平成29年4月3日(月)から5月8日(月)まで(5月8日(月)の消印有効)

なお、中学校(英語)の推薦において、留学中であることを理由に、上記の申込期間内に「ク 留学プログラム履修修了証明書」の提出が困難な場合のみ**5月31日(水)**を提出期限とする。ただし、その他の提出書類は上記申込期間中に必ず提出すること。

6 小論文テーマ

次期学習指導要領の方向性として、予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手になるために必要な資質や能力を育成することが示されています。

また、大阪市では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、友だちと交流しながら、健全に成長できる最も安全で安心な居場所としての学校づくりや、社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力の習得を、最重点目標として取り組んでいます。

あなたは大阪市の教員として、子どもたちが学力を身につけながら、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざして、どのような教育活動を進めたいと考えていますか。

教科の特性やあなたの経験・特技をふまえて、記述しなさい。

7 推薦人数

各大学(教職大学院以外の大学院を含む。)及び教職大学院につき校種・教科ごとに2名以内とする。

8 選考方法

- (1) 推薦書類及び小論文等の内容を総合的に判断し、選考する。
- (2) 被推薦者が、他校種・他教科について重ねて申し込むことはできない。重複申し込みを行ったときには、いずれの受験申し込みも無効とする。
- (3) この推薦選考にもれた者であっても、一般の大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストは受験できる。ただし、この場合には第1次試験免除の適用はない。
- (4) 選考結果は、6月下旬に大学に通知し、大学より本人に周知する。また、第1次選考免除者(特別選考合格者)へは「第1次選考免除通知」を、第1次選考免除を認められなかった者には一般の大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの「受験票」を6月下旬にそれぞれ本人あてに発送する。

9 その他

- (1) 「特別選考」合格者が第2次選考を有効に受験した場合、推薦元である大学等及び本人あて、選考結果を10月下旬に発送する。
- (2) 受験に当たっては、平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内を参照すること。

10 特別選考書類の提出先及び問合せ先

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(教員採用・管理職人事グループ)

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

電話 06-6208-9123

FAX 06-6202-7053